

自動車の点検整備及び整備事業について

1. 点検整備について

自動車の点検整備は、自動車の安全、環境性能を維持するために行うものであるが、点検整備作業には、

- ①タイヤの空気圧、エンジンオイルの確認など、日常的に行うもの
- ②ブレーキパッドの磨耗状態、ブレーキホースの劣化状態の確認など、使用過程において車検整備等の際に一般的に行われるもの
- ③事故車両の整備
- ④ユーザーニーズに応じて行われるもの（エンジン洗浄など）

がある。

これらのうち①、②については、道路運送車両法に基づく点検基準（省令）において、「日常点検」「定期点検」と定められている。

定期点検は、車種（乗用車、貨物車等）ごとに、点検の項目、点検の周期が定められており、乗用車は1年、貨物車は6月等一定の期間ごとに実施することとなっている。

また、日常点検は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うこととなっている。

2. 自動車整備事業について

自動車整備事業については、上記1.の各整備作業を担う役割を果たしているが、その事業形態は、自動車ディーラー、専門工場、車体工場等と様々であり、事業規模に関しても、中小零細企業が多く、従業員数が10人以下の事業場が約7割を占めている。

特に、ブレーキ等の装置を取り外して行う点検整備（分解整備）を行う場合には、国の認証を取得する必要がある（認証工場）、点検整備に加えて検査を行う場合には、国の指定を取得する必要がある（指定工場。いわゆる「民間車検工場」）。

全国に認証工場は約9万工場あり、指定工場は約3万工場存在しており、また1事業場当りの年間整備在庫平均台数は、約1700台となっている。

別表第 2 (自家用乗用自動車等の日常点検基準) (第一条関係)

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 4 溝の深さが十分であること。
3 バッテリ	液量が適当であること。
4 原動機	1 冷却水の量が適当であること。 2 エンジン・オイルの量が適当であること。 3 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 4 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	1 ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

別表第 6 (自家用乗用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所		点検時期	
		1 年 ごと	2 年 ごと (1年ごとの点検に次の点検) を加えたもの
か じ 取 り 装 置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		(※1) 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類		(※1) 1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダ スト・ブーツの亀裂及び損 傷
	かじ取り車輪		(※1) ホイール・アライメ ント
	パワー・ステアリング 装置	ベルトの緩み及び損傷	1 油漏れ及び油量 (※1) 2 取付けの緩み
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの 床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホ イール・シリンダ及び ディスク・キャリパ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及び ブレーキ・シュー	(※1) 1 ドラムとライニン グとのすき間 (※1) 2 シューの摺動部分 及びライニングの摩 耗	ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及 びパッド	(※1) 1 ディスクとパッド とのすき間 (※1) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行 装置	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 (※1) 2 ホイール・ナット 及びホイール・ボル トの緩み	(※1) 1 フロント・ホイ ール・ベアリングのが た (※1) 2 リヤ・ホイール・ ベアリングのがた
緩 衝 装 置	取付部及び連結部		緩み、がた及び損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたとき の床板とのすき間	
	トランスミッション及	(※1) 油漏れ及び油量	

動力伝達装置	びトランスファ		
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(※1) 連結部の緩み	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	デファレンシャル		(※1) 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	(※1)(※2) 1 点火プラグの状態 2 点火時期 3 ディストリビュータのキャップの状態	
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
原動機	本体	1 排気の状態 (※1) 2 エア・クリーナ・エレメントの状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置		燃料漏れ
	冷却装置	1 ファン・ベルトの緩み及び損傷 2 水漏れ	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
エグゾースト・パイプ及びマフラ	(※1) 取付けの緩み及び損傷		マフラの機能
車枠及び車体			緩み及び損傷

(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。

② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

表 1) 業態別事業場数

専業	兼業	ディーラー	自家	合計
55,141	15,255	16,228	3,894	90,518

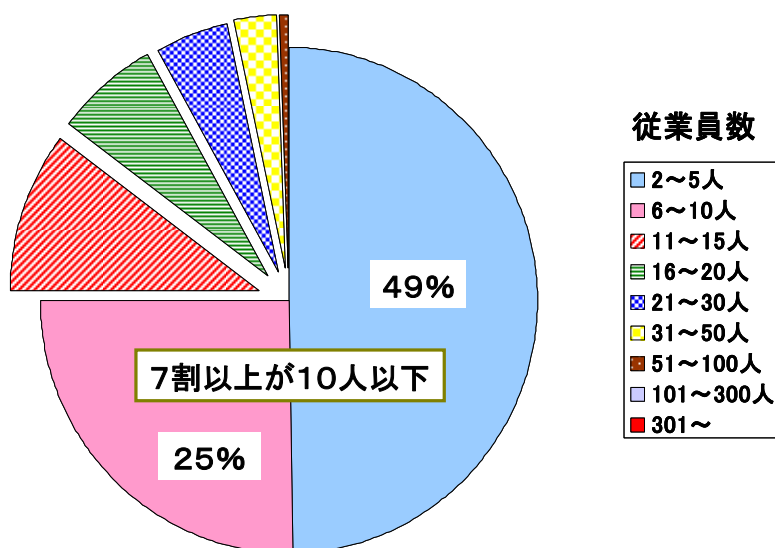
(平成 20 年度自動車分解整備業実態調査報告書より)

表 2) 1 事業場当たり年間整備入庫平均台数

車検整備	定期点検整備	事故整備	その他の整備	合計
372	183	103	1,075	1,733

(平成 20 年度自動車分解整備業実態調査報告書より)

図 1) 従業員規模別事業者数



(平成 20 年度自動車分解整備業実態調査報告書より)

認証工場及び指定工場の基準比較

項目\区分		認証工場		指定工場		
要 員	事業場管理責任者	-		1人		
	工員数	2人以上		4人以上 (大型車を扱う場合は5人以上)		
	うち主任技術者	-		1人		
	うち整備主任者	1人		1人		
	うち自動車検査員	-		1人		
	うち整備士	1人以上 (整備士保有割合1/4以上)		2人以上 (整備士保有割合1/3以上)		
施 設	屋内作業場	車両整備 作業場	32㎡以上 (4m×8m以上) ※ 24㎡以上 (4m×6m以上)	※ 計 72㎡ 以上 ※ 計 53㎡ 以上	屋内現車 作業場 64㎡以上	計 72㎡ 以上
		点検 作業場	32㎡以上 (4m×8m以上) ※ 24㎡以上 (4m×6m以上)			
		部品整備 作業場	8㎡以上 ※ 5㎡以上			
	完成検査場	-		完成検査の作業を行う ために十分な面積		
車両置場	16.5㎡以上		19.2㎡以上			
機 器	整備・検査用機器	29品目		44品目		
		※ 16品目				

注1 事業場管理責任者、主任技術者、整備主任者及び自動車検査員は、1人で兼務することができる。
また、事業場管理責任者は、工員としての業務をも確実に実施できる場合には工員としてみなすことができる。

注2 屋内作業場は、小型自動車及び普通乗用車の場合について示す。※については、制動装置のみの認証を取得した工場(いわゆる専門認証工場)の場合を例示した。

注3 完成検査場は、検査用機器のためのスペースであって、検査のための十分なスペースが必要である。

注4 指定工場の検査用機器には、認証工場用機器(一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器)を含む。

注5 指定工場の指定を受けるためには、認証工場による国の検査場への持ち込み車検の再検率が3%以下であることなども必要である。

指定自動車整備事業の際に必要な作業機械等一覧表

	機器名	備考
検査用 機械器具	ホイール・アライメント・テスト又はサイドスリップ・テスト	
	ブレーキ・テスト	
	前照灯試験機	
	音量計	
	速度計試験機	
	一酸化炭素測定器	
	炭化水素測定器	
	黒煙測定器又はオパシメータ	
作業機械等 (※)	プレス	
	エア・コンプレッサ	
	チェーン・ブロック	
	ジャッキ	
	バイス	
	充電器	
	ノギス	
	トルク・レンチ	
	サーキット・テスト	
	比重計	
	コンプレッション・ゲージ	
	ハンディ・バキューム・ポンプ	
	エンジン・タコ・テスト	
	タイミング・ライト	
	ノズル・テスト	
	シクネス・ゲージ	
	ダイヤル・ゲージ	
	トーイン・ゲージ	
	キャンバ・キャスト・ゲージ	
	ターニング・ラジラス・ゲージ	
	タイヤ・ゲージ	
	亀裂点検装置	
	検車装置	
	一酸化炭素測定器	(再掲)
	炭化水素測定器	(再掲)
	ホイール・プーラ	
ベアリング・レース・プーラ		
グリース・ガン		
部品洗淨槽		
機械工具及び計器類	シャシ・リブリーケータ	
	オイル・バケットポンプ	
	ホイール・バランサ	
	フリー・ローラ	保有することが望ましい
	ラジエータ・キャップ・テスト	
	レギュレータ・テスト	サーキット・テストで代用できる場合、省略可
	コンデンサ・テスト	サーキット・テストで代用できる場合、省略可
	コイル・テスト	サーキット・テストで代用できる場合、省略可
	電子計測機器	保有することが望ましい
	検車装置	(再掲)

※認証工場においては、作業機械等の機器を備えればよい。